○防衛省告示第二百四十八号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十八年十二月二十七日

防衛大臣臨時代理
国務大臣　松本　純

日時　平成二十九年一月十六日（予備、同月十七日から同月十九日）の〇八〇〇から一七〇〇まで

区域　五島列島南方の次の経緯度線により囲まれる区域

(ア)　北緯三一度四七分一二秒
(イ)　北緯三二度二〇分一二秒
(ウ)　東経一二八度四五分五二秒
(エ)　東経一二九度〇九分五二秒

実施艦等　自衛艦九隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第二百四十九号

海上における射撃訓練等を次のとおり実施する。

平成二十八年十二月二十七日

防衛大臣臨時代理
国務大臣　松本　純

日時　平成二十九年一月十七日（予備、同月十八日から同月二十一日）の〇六〇〇から一八〇〇まで

区域　豊後水道南方の次の(ア)から(カ)までの六地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(カ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯三二度〇一分四三秒　東経一三二度三七分五一秒
(イ)　北緯三二度〇九分一三秒　東経一三二度五九分五一秒
(ウ)　北緯三二度四八分一三秒　東経一三二度五九分五一秒
(エ)　北緯三二度〇二分一三秒　東経一三二度二九分五一秒
(オ)　北緯三二度四二分一三秒　東経一三三度二九分五一秒
(カ)　北緯三二度一八分一三秒　東経一三三度三七分五一秒

実施艦等　自衛艦一隻

その他　一　射撃訓練等は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃等海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○東北地方整備局告示第二百七十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十八年十二月二十七日

東北地方整備局長　川瀧　弘之

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　七号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
鶴岡市水沢字行司免五十五番五から同市水沢字行司免四十七番一まで	前	二五・五〇～三七・九〇メートル	〇・〇三九キロメートル
	後	二三・三〇～三二・二〇メートル	〇・〇三九キロメートル

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局酒田河川国道事務所

○東北地方整備局告示第二百七十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十八年十二月二十七日

その関係図面は、平成二十八年十二月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

東北地方整備局長　川瀧　弘之

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
七号	鶴岡市水沢字行司免五十九番一から同市水沢字割田四十八番一まで	東北地方整備局及び同局酒田河川国道事務所

○関東地方整備局告示第三百六十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十八年十二月二十七日

関東地方整備局長　大西　亘

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　六号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
牛久市遠山町字馬内一〇三番六から土浦市中字竹ノ下二六六番一まで	前	A　一一・一六～八六・〇〇メートル	一二・七五二キロメートル	上記A・B・C及びDは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		B　五一・〇〇～一七五・〇〇	一三・九三四	
		C　二八・〇二～一四五・六二	一・二六〇	
	後	A　一一・一六～八六・〇〇メートル	一二・七五二キロメートル	
		B・D　三四・七〇～一七五・〇〇	一六・四六三	
		C　二八・〇二～一四五・六二	一・二六〇	

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局常総国道事務所

○関東地方整備局告示第三百六十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年十二月二十七日

関東地方整備局長　大西　亘

一　施行者の名称　東京都
二　都市計画事業の種類及び名称　町田都市計画道路事業三・四・十八号能ヶ谷根岸線
三　事業施行期間　自平成二十八年十二月二十七日至平成三十五年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　東京都町田市野津田町字中村及び字本村地内
使用の部分　東京都町田市野津田町字中村及び字本村地内

○関東地方整備局告示第三百六十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年十二月二十七日

関東地方整備局長　大西　亘

一　施行者の名称　東京都
二　都市計画事業の種類及び名称　調布都市計画道路事業三・四・十八号狛江銀座吉祥寺線
三　事業施行期間　自平成二十八年十二月二十七日至平成三十五年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　東京都調布市柴崎一丁目、柴崎二丁目、佐須町五丁目及び深大寺南町三丁目地内
使用の部分　なし

○近畿地方整備局告示第百六十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十八年十二月二十七日

近畿地方整備局長　池田　豊人

その関係図面は、平成二十八年十二月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　八号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
滋賀県犬上郡豊郷町大字大町字川崎三九四番二から同町大字高野瀬字上荒木二四四番一まで	前	一二・二三～一三・二八メートル	〇・二四七キロメートル
	後	一二・六八～一九・五〇メートル	〇・二四七キロメートル

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局滋賀国道事務所